

(3) 関係機関(制度の実施体制)

a 連邦非差別局 (Antidiskriminierungsstelle des Bundes:ADS)^(注93)

「一般平等待遇法(AGG)」を設置根拠法として、ドイツ連邦家庭・高齢者・女性・青少年省(Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend:BMFSFJ)に設置されている(「一般平等待遇法(AGG)」第25条)。

連邦非差別局(ADS)は、「一般平等待遇法(AGG)」第1条に規定される差別の理由(人種又は民族的出身(Rasse oder wegen der ethnischen Herkunft)、性、宗教又は信条、障害、年齢、性的嗜好)により差別を受けた者を保護し(相談、情報提供、仲介、平和的解決)、その活動を促進し(広報活動、学術的調査)、監視している(ドイツ連邦議会へ4年ごとに報告書を提出)。

連邦非差別局(ADS)は、ドイツ連邦政府もしくは議会から委託されて関連領域を管轄する担当者と協力して「一般平等待遇法(AGG)」第1条を理由とする差別についての報告書を4年に一度、ドイツ連邦議会に提出して、差別の防止と除去について勧告する。これらの差別についての学術的な研究を実施することができる(「一般平等待遇法(AGG)」第27条)。

連邦非差別局(ADS)はEU、連邦政府、州、市町村の各段階において活動するにあたり、「一般平等待遇法(AGG)」第1条を理由とする差別の撤廃に関して活動するNGOを適切な形で関与させることが求められる(「一般平等待遇法(AGG)」第29条)。

さらに、「一般平等待遇法(AGG)」第1条を理由とする差別からの保護を目的とする社会グループや組織との対話を深めるために、連邦非差別局(ADS)に諮問委員会が設置されている。この諮問委員会は、連邦非差別局(ADS)がドイツ連邦議会に報告書及び勧告書を提出する際に同局に対して助言を行い、同局が行う学術的研究に関連して提案を行うことができる(「一般平等待遇法(AGG)」第30条)。

b 労働裁判所

労働裁判所は、「労働裁判所法(ArbGG)」に基づき、労働関係から生じる労働者と事業主との間の民事的権利争議を扱う(「労働裁判所法(ArbGG)」第2条第1項)。^(注94)

(4) 救済の仕組み

ドイツでは、「事業所組織法(BetrVG)」に基づき、事業所における差別について、事業主と従業員代表委員会(Betriebsräten)との交渉により解決が図られることが原則となっているが、労働者は、労働裁判所(Gerichte für Arbeitssachen)への提訴により救済を受けることもできる。

なお、差別を理由として解雇された労働者は、「解雇保護法(KSchG)」に基づき、救済が図られる。

また、「一般平等待遇法(AGG)」に基づき差別を受けたと考える労働者は、同法の規定に基づき事業所内に設置される苦情担当部署や従業員代表委員会(Betriebsräten)への申立や、連邦非差別局(ADS)への相談を行うことができる。

a 「事業所組織法(BetrVG)」における救済の仕組み

事業主と従業員代表委員会(Betriebsräten)は、その事業所に雇用されている者がすべて、正義と平等の原則に従って取り扱われ、特にそれらの者に対してその人種、血統、門地、国籍、宗教・信条、障害、年齢、政治活動、労働組合活動、性及び性的嗜好を理由として差別待遇が行われないよう監視することとされている(「事業所組織法(BetrVG)」第75条第1項)。また、従業員代表委員会(Betriebsräten)は、労働者の苦情を受理し、もしそれが正当であると認めた場合は、それを解決するよう事業主に働きかけることとされている(「事業所組織法(BetrVG)」第85条第1項)。

従業員代表委員会(Betriebsräten)と事業主との間で、苦情についての意見が一致しない場合は、従業員代表委員会(Betriebsräten)は、調整委員会(Einigungsstelle)に提訴することができ、この調整委員会(Einigungsstelle)の裁定は、当該事業主と従業員代表委員会(Betriebsräten)との合意(Einigung)に代わることとされている(「事業所組織法(BetrVG)」第85条第2項)。

b 「解雇保護法(KSchG)」における救済の仕組み

差別を受けたことにより解雇されたと考える労働者は、解雇予告から1週間以内に、従業員代表委員会(Betriebsräten)への解雇の異議申出を行うことができ

る。従業員代表委員会(Betriebsräten)は、当該異議申出に理由があると判断した場合、事業主との話し合いで解決するよう努力しなければならないこととなり、従業員代表委員会(Betriebsräten)は、当該労働者及び事業主に対して、要求に応じて、書面をもって当該異議申出に関する意見を伝えなければならない(「解雇保護法(KSchG)」第3条)。

c 「一般平等待遇法(AGG)」における救済の仕組み

(a) 差別に関する苦情担当部署への申立

労働者は、その雇用関係において、事業主、上司、同僚又は第三者から「一般平等待遇法(AGG)」第1条に規定する理由により差別(Benachteiligung)を受けたと考える場合には、企業又は事業所内に設置される「差別に関する苦情担当部署(zuständigen Stellen des Betriebs)」^(注95)に苦情申立てを行う権利を有する。苦情申立ては担当部署により審査され、その結果は苦情申立てをした労働者に通知されることとされている(「一般平等待遇法(AGG)」第13条第1項)。

差別禁止に対する違反があった場合は、事業主は、これによって生じた損害を賠償する義務が課せられる。ただし、差別禁止の義務違反の責任を事業主に帰することができない場合は、この限りではない(「一般平等待遇法(AGG)」第15条第1項)。

経済的損害でない損害について、労働者は、金銭による適切な補償を求めることができる。ただし、不採用に関する補償額については、差別のない選抜が行われたとしても当該労働者が採用されなかったであろう場合には、3か月分の給与の額を超えることはできない(「一般平等待遇法(AGG)」第15条第2項)。

「一般平等待遇法(AGG)」第15条第1項又は第2項の規定に基づく上記請求権は、労働協約の当事者が異なる合意をしていない限り、2か月の期間内に文書により主張しなければならないとされており、この期間は、応募又は昇進の場合には拒絶の通知を受け取った時点から、その他の場合には当該労働者が差別を知った時点から開始される(「一般平等待遇法(AGG)」第15条第4項)。

(b) 連邦非差別局(ADS)への相談

「一般平等待遇法(AGG)」第1条に規定する差別禁止の理由の一による差別を受けたと考える者は、連邦非差別局(ADS)に相談することができる(「一般平等待遇法(AGG)」第27条第1項)。

連邦非差別局(ADS)は、差別を受けたことを相談する者が権利を行使する際に、特に、請求権や法的手続についての情報提供、他の相談機関の紹介、和解を成立させるための努力によって支援を行う。その他に、広報活動、差別を防止するための措置、差別に関する調査研究の実施を行う(「一般平等待遇法(AGG)」第27条第2項及び第3項)。

d 労働裁判所への提訴^(注96)

差別を受けたと考える労働者は、労働裁判所(Gerichte für Arbeitsachen)に提訴することができる。

なお、「一般平等待遇法(AGG)」には、裁判における立証責任(Beweislast)に関する規定が設けられており、訴訟において、一方の当事者(労働者)が、第1条に規定する差別禁止の理由の一による差別を推定させる証拠を提示した場合には、もう一方の当事者(事業主等)は、差別からの保護のための諸規定に対する違反がなかったことの立証責任を負うこととなる(「一般平等待遇法(AGG)」第22条)。

また、差別を受けたと考える労働者の申立を受けて、従業員代表委員会(Betriebsräten)又は当該事業所の労働組合(Betrieb vertretene Gewerkschaft)は、「一般平等待遇法(AGG)」第2節(差別からの労働者の保護)の規定に対する事業主の重大な違反があった場合は、労働裁判所に提訴することができるが、この提訴をもって差別を受けた労働者の請求権を主張することはできない(「一般平等待遇法(AGG)」第17条第2項)。

7 社会保障

(1) 社会保険による保障^(注97)

ドイツに居住する者(外国人を含む)の90%以上が、社会保険(強制加入又は任意加入)の適用を受けている。主な財源は、事業主と被用者によって負担される保険料である。

現在、ドイツには以下の5つの社会保険制度がある

が、各保険制度の適用対象者について特段ドイツ人と外国人の区別はなされていない。

- a 失業保険 (Arbeitslosenversicherung) (失業給付 I : 保険料を財源とするもの。)
- b 年金保険 (Rentenversicherung)
- c 医療保険 (Krankenversicherung)
- d 労働災害保険 (Unfallversicherung)
- e 介護保険 (Pflegeversicherung)

(2) 社会扶助による保障

親族等からの支援がなく、かつ、就労によって十分な所得を得られない生活困窮者に対して給付される公的扶助として、「社会扶助 (Sozialhilfe)」^(注98)があり、この財源は地方自治体の一般財源となっているが、これらの給付についても、資力調査 (means test) が要件となっているものの、国籍要件は課されておらず、ドイツ人と外国人の区別はなされていない。ただし、当該外国人が、自分自身、自身の家族構成員、あるいは家計を共にするその他の構成員のために社会扶助の給付を受ける場合は、同人に対して、国外退去命令が発せられる場合がある(「滞在法 (AufenthG)」第55条(自由裁量に基づく国外退去命令発動)第2項第6号)。

また、2005年1月の「ハルツIV改革」によって社会扶助とは別の求職者に対する基礎保障 (Grundsicherung für Arbeitsuchende) として新たに導入された「失業給付 II (Arbeitslosengeld II)」^(注99)についても、社会扶助と同様、ドイツ人と外国人の区別はなされていない。

(3) 失業給付I及び失業給付IIの受給者数及び登録失業者数に占める外国人の割合

2009年における外国人の「失業給付 I」の月平均の受給者数は121,026人で、外国人登録失業者の23.1%を占めている。また、外国人の「失業給付 II」の月平均の受給者数は402,577人となっており、外国人登録失業者の76.9%を占めている。

また、前年と比較すると、外国人の失業給付の受給者数は「失業給付 I」では12.8%増加し、「失業給付 II」では3.7%増加している。ドイツ人は、「失業給付 I」では11.2%増加、「失業給付 II」では2.7%増加している。

〈表1-24〉 失業給付の受給者数及び登録失業者数に占める割合 (2009年の月平均)

外国人		ドイツ人	
失業給付I	失業給付II	失業給付I	失業給付II
121,026人	402,577人	1,071,771人	1,821,645人
(23.1%)	(76.9%)	(37.0%)	(63.0%)

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Dezember 2009」^(注100) 3.6 Tabelle

8 不法就労対策

ドイツにおいて外国人労働者として、不可欠な滞在資格もしくはEU労働許可 (Arbeitserlaubnis-EU) を取得せず就労すること、または事業主として、不可欠な滞在資格もしくはEU労働許可 (Arbeitserlaubnis-EU) を持たない外国人労働者を雇用することは、秩序に違反する行為として「社会法典第3編 (SGB III)」第404条^(注101)により禁止されている。秩序違反に対しては、外国人労働者の場合は最高5,000ユーロ、事業主の場合は最高500,000ユーロの罰金が科せられる(「滞在法 (AufenthG)」第98条(過料規定)第5項)。

9 今後の動向: 深刻化する高度人材不足への対応^(注102)

経済の成長や後退に関係なく、ドイツにおいては、将来的に高度技術を有する人材がますます必要とされるとの考えの下、連邦政府は、国内の労働力人口の職業教育訓練を促進するとともに、大学卒業資格を有する移民の雇用を促進するための施策を実施している。

ドイツ連邦内閣は、2009年12月9日に、移民が国外で取得した種々の学位や資格^(注103)について、ドイツ国内での認定手続きの簡略化及び適正な認定を行うための「認定法 (Anerkennungsgesetz)」を定めることを決定した。「認定法」は、2010年中の制定を目指し、2011年1月に施行される予定となっている。

なお、この決定に際し、ブーマー国務大臣^(注104)は、「これまで、移民が国外で取得した学位や資格は、ドイツ国内で活用することが困難であった。移民の学位や資格を適正に認定することは、将来的にドイツに居住するすべての者にとって有益なものとなる。我々は、これ以上、移民の学位や資格を無駄にすることはできない。」と述べている。

参考文献

1. ドイツ連邦共和国法令

- ①「滞在法」(AufenthG)
- ②「就労令」(BeschV)
- ③「就労手続令」(BeschVerfV)
- ④「EU自由移住法」(FreizügG/EU)
- ⑤「労働移民活用法」(Arbeitsmigrationssteuerungsgesetz)

2. ドイツ連邦政府の解説書等

- ① ドイツ連邦雇用庁(BA):「Merkblatt 7 Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer in Deutschland」(説明書7: ドイツにおける外国人労働者の就労)2009年2月
<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB7-Beschaeftigung-ausl-AN.pdf>
- ② ドイツ連邦労働・社会省(BMAS):「Questions and Answers on the Employment of Foreign Workers in Germany」(ドイツにおける外国人労働者に関するQ&A)2009年5月(英語)
http://www.bmas.de/portal/37570/property=pdf/2009_09_09_faq_beschaeftigung_auslaendische_r_englisch.pdf
- ③「ドイツ連邦政府行動計画—ドイツにおける専門職層基盤の確保に寄与する労働移民(Aktionsprogramm der Bundesregierung—Beitrg der Arbeitsmigration zur Sicherung der Fachkräftebasis in Deutschland)」2008年7月16日策定
http://www.bmas.de/portal/27100/property=pdf/2008_07_16_aktionsprogramm_fachkraefte_englisch.pdf
- ④ ドイツ連邦・社会省(BAMS):「Working in Germany: Your future in Germany」(大学卒業資格を有する外国人の就労に関するリーフレット)2009年2月(英語)
http://www.bmas.de/portal/31600/property=pdf/a388_fachkraefte_arbeitnehmer_your_future_in_germany.pdf
- ⑤ ドイツ連邦移民・難民庁(BAMF):「Concept for a Nationwide Integration Course (Revised new

edition)」(連邦政府の統合コースのコンセプト(改訂版))2008年12月(英語)

http://www.integration-in-deutschland.de/cln_110/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/konzept-fuer-einen-bundesweiten-integrationskurs-englisch-pdf-en,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/konzept-fuer-einen-bundesweiten-integrationskurs-englisch-pdf-en.pdf

3. ドイツ連邦政府のホームページ

- ① ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)
<http://www.bmas.de/portal/16702/startseite.html>
- ② ドイツ連邦労働・社会省(BMAS):「Fachkräfte für Deutschland」(ドイツの高度人材に関するトップページ)
<http://www.fachkraefteoffensive.bmas.de/sites/generator/30758/>
- ③ ドイツ連邦雇用庁(BA)
<http://www.arbeitsagentur.de>
- ④ ドイツ連邦雇用庁(BA):外国人労働者受入政策に関するトップページ
http://www.arbeitsagentur.de/nn_27408/Navigation/zentral/Unternehmen/Arbeitskraeftebedarf/Beschaeftigung/Auslaender/Auslaender-Nav.html
- ⑤ ドイツ連邦内務省(BMI):移民政策に関するトップページ(英語)
http://www.zuwanderung.de/EN/Home/home_node.html?_nnn=true
- ⑥ ドイツ連邦移民・難民庁(BAMF)(英語)
http://www.bamf.de/cln_101/nn_434372/EN/Startseite/home-node.html?_nnn=true
- ⑦ ドイツ連邦統計局(DESTATIS)(英語)
http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/EN/Navigation/Homepage_NT.psm
- ⑧ ドイツ連邦非差別局(ADS)(英語)
<http://www.antidiskriminierungsstelle.de/bmfsfj/generator/ADS-en/root.html>
- ⑨ ドイツ連邦政府広報オンライン(REGIERUGonline)

<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Homepage/home.html>

⑩ ドイツ連邦司法省(BMJ)の法令検索のウェブサイト
<http://www.gesetze-im-internet.de/>

⑪ ドイツ中央労働仲介所(ZAV)
http://www.arbeitsagentur.de/nn_29928/Navigation/Dienststellen/besondere-Dst/ZAV/ZAV-Nav.html

4. OECDのホームページ

① International Migration Policies (国際移民政策に関するトップページ)
http://www.oecd.org/department/0,3355,en_2649_33931_1_1_1_1,00.html

5. 日本語参考資料

① 国立国会図書館：「外国の立法234(2007年12月)：ドイツの滞在法―「外国人法」からEU「移民法」へ」戸田典子
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023401.pdf>

② 国立国会図書館：「外国の立法230(2006年11月)：ドイツにおけるEU平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」齋藤純子
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/230/023004.pdf>

③ 国立国会図書館：「外国の立法237-1(2008年10月)：立法情報ドイツ帰化申請者に対する「テスト」と「講習」の実施」調査及び立法考査局
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23701/02370105.pdf>

④ 内閣府経済社会総合研究所：「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」丸尾真(2007年8月)
http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189_01.pdf

⑤ 「ドイツの労働」苧谷秀信：日本労働研究機構(2001年)

(注1) 「外国人法(AusIG)」に基づく外国人労働者募集の原則停止の要件を緩和するために、「労働滞在省令(AAV)」を制定し、「労働許可証」がなくても就労できる場合が例示された。

(注2) 「域外国(Drittstaaten)」とは、欧州経済領域(EWR=EU加盟国+アイスランド+ノルウェー+リヒテンシュタイン)及びスイスを除く国を指す。以下同じ。

(注3) ドイツ連邦内務省(BMI)：「Political aims」(http://www.zuwanderung.de/cln_170/nn_1120120/EN/ImmigrationFuture/PoliticalAims/Political_aims_node.html?_nnn=true)、ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)の解説記事(2009年9月9日付)：「移民の促進」(http://www.bmas.de/portal/13256/foerderung_migranten.html)、「「外国人法」からEU「移民法」へ」(外国の立法234(2007年12月)、国立国会図書館)(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023401.pdf>)参照のこと。

(注4) 統計データの「外国人」とは、「基本法(GG)」第116条第1項に定める「ドイツ人」でないすべての者を指す。(ドイツ国籍を有しない者。)

(注5) ドイツ連邦移民・難民庁(BAMF)：「Ausländerzahlen 2008」(http://www.bamf.de/cln_101/nn_442496/SharedDocs/Anlagen/DE/DasBAMF/Downloads/Statistik/statistik-anlage-teil-2-auslaendezahlen-auflage14.html)

(注6) OECD：「International Migration Outlook 2009」Table A.2.3. Stocks of foreign labour force in selected OECD countries
(http://www.oecd.org/document/52/0,3343,en_2649_33931_42274676_1_1_1_1,00.html)

(注7) ドイツ連邦雇用庁(BA)：「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」(http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/000200/html/analytik/auslaender-analytikreport_2010-01.pdf)

(注8) 登録失業者とは、仕事がなく、公共職業安定機関(AA)に失業登録をしている65歳未満の者で、少なくとも週15時間以上の仕事を探しており、公共職業安定機関(AA)の照会する仕事に応じることが可能な者を言う。

(注9) ドイツ連邦雇用庁(BA)：「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」(http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/000200/html/analytik/auslaender-analytikreport_2010-01.pdf)

(注10) ドイツ連邦雇用庁(BA)：「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」(http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/000200/html/analytik/auslaender-analytikreport_2010-01.pdf)

(注11) ドイツ連邦雇用庁(BA)：「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」(http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/000200/html/analytik/auslaender-analytikreport_2010-01.pdf)

(注12) 域外国の国籍を有する人の人数

(注13) ドイツ連邦統計局(DESTATIS)：「Foreign population by immigration status at 31.12.2008」(<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/>)

Content/Statistiken/Bevoelkerung/MigrationIntegration/AuslaendischeBevoelkerung/Tabellen/Content75/AufenthaltsrechtlicherStatus,templateId=renderPrint.psm)

(注14) 域外国の国籍を有する人に対する就労許可及び同意の件数。

(注15) ドイツ連邦雇用庁(BA):「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitsgenehmigungen und Zustimmungen 2008」(http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/200812/iiia6/ae/aezu_d.pdf)

(注16) オペア(Au-pair)については、4(3)b(c)を参照のこと。

(注17) ドイツ連邦雇用庁(BA):「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitsgenehmigungen und Zustimmungen 2008」(http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/200812/iiia6/ae/aezu_d.pdf)

(注18) ドイツ連邦内務省(BMI)のホームページ:「Timeline」(http://www.zuwanderung.de/nn_1070222/EN/ImmigrationPast/Timeline/timeline_node.html?_nnn=true)、「Labour Recruitment」(http://www.zuwanderung.de/cln_152/nn_1120006/EN/ImmigrationPast/LabourRecruitment/labourRecruitment_node.html?_nnn=true)

ドイツ連邦移民・難民庁(BAMF)のホームページ:
(http://www.integration-in-deutschland.de/cln_101/nn_282904/SubSites/Integration/EN/02_Zuwanderer/zuwanderer-node.html?_nnn=true)参照のこと。

(注19) トルコからの移民が最大規模のグループを構成しており、主に食品産業、建設業、鉱業、自動車、製鉄、金属産業での労働に従事していた。

(注20) 「外国人帰国支援法(RückHG)」に基づき、財政支援の適用対象となる者は1983年10月30日から1984年9月30日までの1年間に帰国した外国人のみとなっている(同法第1条第2項)。なお、帰国支援のための相談については、ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)の指導の下、連邦雇用庁(BA)により同法第7条に基づき実施されている。http://www.gesetze-im-internet.de/r_ckhg/index.html

(注21) リタ・ジュスムート女史(Lita Süßmuth)を委員長とする通称「ジュスムート委員会」のことをいう。

(注22) 「外国人法(AusIG):外国人の入国及び滞在に関する法律」(1990年)は、外国人の入国・滞在について規定されており、就労に関する規定は、外国人労働者募集停止の原則を明文化する規定のみであった。すなわち、就労目的で3か月を超えてドイツに滞在しようとする外国人は、ドイツ連邦内務省(BMI)がドイツ連邦参議院の同意を得て定めた法規命令による以外には滞在資格を取得することができないとしていた。また、自営業者については「外国人法」には規定がなく、行政の裁量によって滞在が許可されていた。(「外国人法」からEU「移民法」へ:外国の立法234(2007.12)

国立国会図書館, P.9 II 4 (2) i参照 (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023401.pdf>)

(注23) 「滞在許可」は通常の滞在許可証。「滞在権」は無期限・無条件の滞在許可。「滞在承認」は一時的な滞在許可。「滞在資格」は人道上的理由又は政治上の利益のために、滞在許可条件を見たさない場合に出される。(*「ドイツの労働

動」日本労働研究機構(2001年)苧谷秀信 P.248-249)

(注24) 「EU市民(Unionsbürgern)」とは、EUに属する他の加盟国の国籍を有する者及び同人の家族を言う。

(注25) ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)の2008年7月16日付プレスリリース (http://www.bmas.de/portal/26946/2008_07_16_aktionsprogramm_fachkraefte.html、

http://www.bmas.de/portal/27100/property=pdf/2008_07_16_aktionsprogramm_fachkraefte_englisch.pdf)参照のこと。なお、「ドイツ連邦政府行動計画」を策定

するに当たり、ジョイブレ連邦内務大臣とシュルツ連邦労働・社会大臣は、FDP(自由民主党)が要求するポイントシステムの導入を拒否し、経済界などでは、ポイントシステム導入を支持する声もあった一方で、基準を満たしさえすれば就職先のない高度人材が入ってくる可能性があることも指摘された。

(注26) 優先権審査(Vorrangprüfung)については、4(1)を参照のこと。

(注27) 新規EU加盟国市民に対する移行措置については、4(8)bの(a)及び(b)を参照のこと。

(注28) 「滞在法(AufenthG)」における就労を目的とする滞在(Aufenthalt zum Zweck der Erwerbstätigkeit)には、他に、同法第19条(高度専門技術保有者)による「定住許可」、第20条(研究者)及び第21条(自営業者)による「滞在許可」に関する規定がある。詳細については、4(3)を参照のこと。

(注29) 欧州経済領域(Europäischer Wirtschaftsraum :EWR)の市民とは、欧州経済領域(EWR=EU加盟国+アイスランド+リヒテンシュタイン+ノルウェー)のことをいう。なお、スイス市民は、「EU-スイス間の移住の自由協定」に基づき欧州経済領域(Europäischer Wirtschaftsraum :EWR)の市民と同等に扱われる。

(注30) ドイツにおいてあらゆる職種の就労が可能な外国人とは、「滞在許可」を所持する外国人が、ドイツにおいて2年間にわたり、社会保険加入義務のある就労に合法的に従事したこと、又はドイツにおいて過去3年間、継続的に滞在することを許可されたことを理由として、あらゆる種類の就労に関してドイツ連邦雇用庁(BA)の同意を得ることが可能となった外国人のことをいう(*「就労手続令(BeschVerfV)」第9条(1))。

(注31) ドイツ連邦内務省(BMI)のホームページ:
(http://www.zuwanderung.de/nn_1070222/EN/ImmigrationToday/TheImmigrationAct/theImmigrationAct_node.html?_nnn=true)参照のこと。

(注32) 「滞在法(AufenthG)」:ドイツ連邦司法省(BMJ)の法令検索のホームページ(http://bundesrecht.juris.de/aufenthg_2004/index.html)参照のこと。

(注33) 「就労令(BeschV)」:ドイツ連邦司法省(BMJ)の法令検索のホームページ(<http://bundesrecht.juris.de/beschv/>)参照のこと。

(注34) 「就労手続令(BeschVerfV)」:ドイツ連邦司法省(BMJ)の法令検索のホームページ(<http://bundesrecht.juris.de/beschverfv/>)参照のこと。

(注35) 「基本法(GG)」第116条(ドイツ人の概念、国籍の再取得)(1)の規定は以下の通り。

- 「(1)この「基本法(GG)」の意味におけるドイツ人とは、法律に別段の定めがある場合を除き、ドイツ国籍を有する者、または1937年12月31日現在のドイツ国の領域内に、ドイツ民族に属する亡命者もしくは難民またはその配偶者もしくは子孫として受け入れられている者をいう。」(http://www.gesetze-im-internet.de/gg/art_116.html)
- (注36) 域外国の各市民については「滞在法(AufenthG)」の適用対象とならない。但し、法律に基づき何らかの別段の規定を受けている者の場合はこの限りではない(「滞在法(AufenthG)」第1条(2)-1)。
- (注37) 一般年金保険(allgemeine Rentenversicherung)の拠出保険料算定上限額は、毎年1月1日に改定される。(ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)のプレスリリース(2009年12月16日付け 2-d) (http://www.bmas.de/portal/41132/2009_12_16_erster_januar_aenderungen.html)参照のこと。)
- (注38) ドイツ連邦移民・難民庁(BAMF): Directive 2005/71/EC (Resercher Directive) (http://www.bamf.de/cln_101/nn_431912/SharedDocs/Rechtsgrundlagen/EN/Migration/Forschungseinrichtungen/2005-71-eg-richtlinie-eu.html)、「Admission of third-country nationals to Germany for the purposes of scientific research」: (<http://www.auswaertiges-amt.de/diplo/en/WillkommeninD/EinreiseUndAufenthalt/Download/BAMF-Wissenschaftler.pdf>)参照のこと。
- (注39) 「オペア(Au-pair)」とは、主に語学取得を目的として、ホストファミリーに滞在し、子どもの世話を中心とした家事手伝いを行う者をいう。(Association for International Youth Workのホームページ: (<http://au-pair-vij.org/incoming/index.php.en>))を参照のこと。
- (注40) 2010年1月1日より、職業資格を得るための専門的職業訓練期間は、「職業訓練法(BBiG)」及び「手工業規則法(HwO)」の規定に合わせて2年間に改正された。(ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)のプレスリリース(2009年12月16日付け 1-d) (http://www.bmas.de/portal/41132/2009_12_16_erster_januar_aenderungen.html))
- (注41) 2007年10月より、特定の職種(IT技術者)の就労については、ドイツ連邦雇用庁(BA)による優先権審査(Vorrangprüfung)を要することなく認められることとなった。(ただし、ドイツ人労働者との比較可能な労働条件が要件とされている。)(「就労令(BeschV)」第27条(2))
- (注42) Deutsche Akademische Austauschdienst (DAAD) のホームページ: (<http://www.daad.de/deutschland/deutschland/leben-in-deutschland/06167.en.html#>)参照のこと。
- (注43) 脚注41を参照のこと。
- (注44) ドイツ連邦雇用庁(BA): 「Information for foreign students wishing to undertake a student internship (work placement) in Germany (§ 2 No. 3 Employment Ordinance – BeschV) last updated: Octobre 2008」(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/A04-Vermittlung/A046-ArGV/Publikation/pdf/Info-auslaend-Stud-engl.pdf>)参照のこと。
- (注45) ドイツ連邦共和国の国際競争における優位性を一層強化するために、2009年1月1日に「滞在法(AufenthG)」を改正し、同法第19条第2項第3号に規定される高度専門技術保有者(専門家や上級幹部)に対して「定住許可(Niederlassungserlaubnis)」を発給するための所得の最低限度額(Mindestgehaltsgrenze)を、法定疾病保険の拠出保険料算定用限度額の倍額相当から、一般年金保険(allgemeine Rentenversicherung)の拠出保険料算定上限額相当まで引き下げる措置がとられた。一般年金保険の拠出保険料算定上限額を媒体として使用することは、毎年の所得上昇に応じて拠出保険料算定上限額を調整できると言う観点から、「滞在法(AufenthG)」自体を年々の所得上昇に整合化させる必要に迫られる固定賃金額設定方式(Nennung eines festen Betrags)に比べて得策であるとしている。
- (注46) 「就労令(Besch V)」第3条が「滞在法(AufenthG)」第42条第1項第1号に規定する「法規命令」に該当するため。
- (注47) EU指令2005/71EC(Resercher Directive)については、4(3)a(b)を参照。
- (注48) 「ドイツにおいてあらゆる職種の就労が可能な外国人」については、脚注30を参照のこと。
- (注49) 「二国間協定」については、4(8)aを参照のこと。
- (注50) 家族呼び寄せの定義については、「家族の再統合に関するEU指令: EU Council Directive 2003/86/EC of 22 September 2003 on the right to family reunification」第2条(d)に以下の通りに定義されている。
「家族の再統合(family reunification)とは、家族の単位を保持するために(その家族関係が、滞在者の入国以前または入国後に発生する場合)、合法的に当該EU加盟国に滞在している域外国出身者の家族の一員がEU加盟国へ入国し、滞在することを意味する。」(http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2003/l_251/l_25120031003en00120018.pdf)
- (注51) 「EU地域継続滞在許可(Erlaubnis zum Daueraufenthalt-EG)」は、「滞在法(AufenthG)」第9a条に規定される。「EU指令2003/109/EC(長期滞在の権利を保障された域外国籍者の法的地位に関するEU指令)」の第2条bを根拠とする。(COUNCIL DIRECTIVE 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents (http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2004/l_016/l_01620040123en00440053.pdf#search='2003/109/EC of 25 November 2003')参照。)
- (注52) 「十分な居住空間(Wohnraum)」とは「家族が共同生活を営むのに十分な空間的余裕のある住居」のことをいう(「滞在法(AufenthG)」第9条(定住許可)第2項第9号)。
- (注53) 「EU指令2003/86/EC」第4条5に規定されている。
- (注54) 配偶者の呼び寄せに関しては、ドイツ連邦移民・難民庁(BMAF)のホームページ: 「Information concerning subsequent immigration of spouses」(http://www.integration-in-deutschland.de/cln_110/nn_285448/SubSites/Integration/EN/01_Ueberblick/ThemenUndPerspektiven/Ehagattennachzug/ehagattennachzug-node.html?_nnn=true)、

「Evidence of basic knowledge of German in the case of subsequent immigration by spouses from abroad」
(http://www.integration-in-deutschland.de/cln_110/nn_490248/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/Sonstige/familiennachzug-flyer-en.html)参照のこと。

(注55) 「滞在令 (AufenthV)」第41条 (特定国の国民のための優遇) (http://www.gesetze-im-internet.de/aufenthv/_41.html)

(注56) 「滞在法 (AufenthG)」第8条 (2) の規定: 「管轄当局が、滞在許可の発給時、もしくは直近の滞在許可の有効期限延長時において、その滞在目的の内容からみて、極めて一時的なものであると過ぎないと判断した滞在の有効期限をあらためて延長することは通常行わない。」

(注57) 「就労手続令 (BeschVerfV)」第3a条 (<http://bundesrecht.juris.de/beschverfv/>)

(注58) 外国人がドイツに入国し、二国間協定の枠組みにおいて就労する機会は、(a) (b) の他にも存在する。詳細情報については、ドイツ連邦雇用庁 (BA) ホームページ (<http://www.arbeitsagentur.de/>) 及びドイツ中央労働仲介所 (Zentrale Auslands- und Fachvermittlung : ZAV) ホームページ (<http://www.ba-auslandsvermittlung.de/>)参照のこと。

(注59) 請負契約労働者 (Werkvertragsarbeitnehmer) については、ドイツ連邦雇用庁 (BA) のホームページ (http://www.arbeitsagentur.de/nn_205422/Navigation/zentral/Unternehmen/Arbeitskraeftebedarf/Beschaeftigung/Auslaender/Werkvertrag/Werkvertrag-Nav.html)、・「Merkblatt 16: Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer aus Staaten außerhalb der Europäischen Union im Rahmen von Werkverträgen in der Bundesrepublik Deutschland」
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB-16-Beschaeftigung-auslaendischer-AN.pdf>)参照のこと。

(注60) 「就労令 (BeschV)」第39条第3項 (http://bundesrecht.juris.de/beschv/_39.html)

(注61) 有資格の外国人労働者 (Gastarbeitnehmer) に関しては、ドイツ連邦雇用庁 (BA) のホームページ (http://www.arbeitsagentur.de/nn_241222/Navigation/zentral/Unternehmen/Arbeitskraeftebedarf/Beschaeftigung/Auslaender/Gastarbeitnehmer/Gastarbeitnehmer-Nav.html)参照のこと。

(注62) 二国間協定 (有資格の外国人労働者協定: Gastarbeitnehmer-Vereinbarung) により、以下のとおり各国の年間の派遣人数が規定されている。

アルバニア (1,000人)、ブルガリア (1,000人)、エストニア (200人)、クロアチア (500人)、ラトビア (100人)、リトアニア (200人)、ポーランド (1,000人)、ルーマニア (500人)、ロシア (2,000人)、スロバキア (1,000人)、スロベニア (150人)、チェコ (1,400人)、ハンガリー (2,000人)

(ドイツ連邦雇用庁 (BA) のホームページ (Vermittlung von Gastarbeitnehmern Durchführungsanweisungen Unternehmen → Arbeitskräftebedarf → Beschäftigung

→ Ausländer → Gastarbeitnehmer

(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/A04-Vermittlung/A042-Vermittlung/Publikation/pdf/DA-Vermittlung-Gastarbeitnehmer.pdf>)参照のこと。)

(注63) 「ドイツ中央労働仲介所 (ZAV)」によって、有資格の外国人労働者の派遣先が斡旋される。

(注64) EU労働認可 (Arbeitsgenehmigung-EU) の付与に関する根拠法令は、「社会法典第3編 (SGB III)」第284条、「就労資格令 (Arbeitsgenehmigungsverordnung: ArGV)」第12a条及び「外国人労働者募集停止例外令 (Anwerbestoppausnahmeverordnung: ASAV)」である。なお、「外国人労働者募集停止例外令 (ASAV)」に関しては、2009年1月より、越境就労者及びプレハブ住宅組立工についてのみ適用されており、他については「就労令 (BeschV)」が適用されている。

(注65) 2008年7月16日策定の「ドイツ連邦政府行動計画」に規定されている。詳細については、3(8)を参照のこと。

(注66) 「社会法典第3編 (SGB III)」第284条 (http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_284.html)、「就労資格令 (ArGV)」第12a条 (欧州連合の拡大) (http://www.gesetze-im-internet.de/argv/_12a.html) 参照。なお、詳しい情報は、ドイツ連邦雇用庁 (BA) ホームページ (<http://www.arbeitsagentur.de/>) 及びドイツ中央労働仲介所 (ZAV) ホームページ (<http://www.ba-auslandsvermittlung.de/>)参照のこと。

(注67) 「労働移民活用法」の詳細については、3(8)を参照のこと。

(注68) 「滞在を例外的に容認されている外国人 (geduldete Ausländer)」とは、緊急の人道的ないしは個人的な理由、もしくは公益に関する重大な理由から、当面、ドイツ連邦領域での滞在を続けることが必要である場合に、強制国外追放処分が一時的に猶予され、例外的に滞在が容認されている外国人のことをいう(「滞在法 (AufenthG)」第60a条第2項)。

(注69) 十分な居住空間 (Wohnraum) については、4(7)b(a)の脚注52を参照のこと。

(注70) 外国人中央登録簿 (AZR) の個人データの利用について、「外国人中央登録簿法 (AZRG)」第34条に基づき、申請により外国人本人も含み利用が可能となっている。ドイツ連邦行政局 (BVA) が申請書に基づき無料で当該個人データを発行する。なお、ドイツ連邦行政局 (BVA) の申請書の各種様式は以下のサイトよりダウンロードが可能である (http://www.bva.bund.de/cln_170/nn_377074/DE/Aufgaben/Abt_III/InnereSicherheitAuslaender/AZR/Antraege/antraege-node.html?nnn=true)。

(注71) 研究者受入協定締結のための研究機関の認定については、4(3)a(b)を参照のこと。

(注72) 「社会統合政策」に関しては、ドイツ連邦内務省 (BMI) ホームページ (http://www.zuwanderung.de/cln_153/nn_1070222/EN/ImmigrationFuture/Integration/_node.html?nnn=true)及びドイツ連邦移民・難民庁 (BAMF) ホームページ (http://www.integration-in-deutschland.de/nn_285698/SubSites/Integration/EN/02_Zuwanderer/zuwanderer-node.html?nnn=true)参照のこと。

(注73) 「移民の背景を有する者」については、ドイツ連邦内務省

(BMI) のホームページ (http://www.zuwanderung.de/nn_1120100/EN/ImmigrationToday/ImmigrationAZ/Functions/AZ_catalog.lv2=1123182.lv3=1085870.html) を参照のこと。なお、2008年の移民の背景を有する者は1,560万人で、ドイツの全人口に占める割合は19%となっている。(ドイツ連邦統計局 (DESTATIS) プレスリリース: No.033/2010-01-26) (http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/EN/press/pr/2010/01/PE10_033_122.psm1)。

(注74) 「後期帰還移住者 (Spätaussiedler)」については、ドイツ連邦内務省 (BMI) のホームページ (http://www.zuwanderung.de/nn_1120100/EN/ImmigrationPast/Ethnic/ethnic_node.html?_nnn=true)参照のこと。

(注75) 「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」内閣府経済社会総合研究所 丸尾真 (2007年8月) P.2 要旨を参照のこと。

(注76) 「移民に関する独立委員会 (Unabhängigen Kommission "Zuwanderung")」については、3(5)を参照のこと。

(注77) 「国籍取得テスト」に関する参考資料: ドイツ連邦移民・難民庁 (BAMF) のホームページ "Information about the naturalisation test" (http://www.integration-in-deutschland.de/nn_1034446/SubSites/Integration/EN/02_Zuwanderer/Einbuengerungstest/einbuengerungstest-inhalt.html?_nnn=true)、ドイツ連邦内務省 (BMI) のホームページ (http://www.en.bmi.bund.de/cIn_028/nn_769658/Internet/Content/Themen/Staatsangehoerigkeit/Einzelseiten/ActoImplementResidenceandAsylumRelatedDirectives_en.html、

「国籍法 (StAG)」の条文 (英語版)

http://www.en.bmi.bund.de/Internet/Content/Common/Anlagen/Gesetze/Gesetze_Sprachen/Staatsangehoerigkeitgesetz_englisch.templateId=raw.property=publication.File.pdf/Staatsangehoerigkeitgesetz_englisch.pdf 参照のこと。

(注78) 外国の立法237-1 (2008.10) 国立国会図書館調査及び立法考査局 (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23701/02370105.pdf>)参照のこと。

(注79) ドイツ人権機構 (Deutschen Institut für Menschenrechte : DIMR) については、下記ホームページ (http://www2.institut-fuer-menschenrechte.de/webcom/show_article.php/_c-635/_nr-1/_lkm-653/i.html、http://www2.institut-fuer-menschenrechte.de/webcom/show_article.php/_c-635/_lkm-916/i.html、http://www.bmj.bund.de/enid/Human_Rights_in_Germany/German_Institute_for_Human_Rights_1f3.html)を参照のこと。

(注80) 「パリ原則 (Paris Principles)」: 「国内人権機関の地位に関する原則」、1993年12月20日国連総会決議 <http://www2.ohchr.org/English/law/parisprinciples.htm>

(注81) 「統合コース実施令 (IntV: Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler : Integrationskursverordnung)」

(<http://bundesrecht.juris.de/intv/index.html>)

(注82) ドイツ連邦移民・難民庁 (BAMF) は、「統合コース」の受託者となる民間部門及び公的部門 (教育機関、地方自治体など)との調整を行った上で「統合コース」を実施する。

(注83) CEFRのB1レベルとは、3段階6レベル (A:基礎ユーザー、B:自立ユーザー、C:熟練ユーザー)のうち、Bの自立ユーザーの閾値 (しきい値)となるレベル、すなわち、職場、学校、余暇等の日常生活における身近な話題についての標準的なドイツ語の主要点を理解できるレベルのことをいう (http://www.coe.int/T/DG4/Linguistic/CADRE_EN.aspを参照のこと。)

(注84) 「統合コース」への参加義務については、ドイツ連邦移民・難民庁 (BAMF) ホームページ: (http://www.integration-in-deutschland.de/nn_672066/SubSites/Integration/EN/02_Zuwanderer/Integrationskurse/Teilnahme/LangAufentDrittAusl/3_verpflichtung-inhalt.html)参照のこと。

(注85) 「失業給付 II」については、本年報 (2008-2009年) の定例報告第2章 (労働施策) の「ドイツ」2(5)bを参照のこと。

(注86) 「受講者の費用負担」については、ドイツ連邦移民・難民庁 (BAMF) ホームページ: (http://www.integration-in-deutschland.de/cIn_117/nn_672066/SubSites/Integration/EN/02_Zuwanderer/Integrationskurse/Teilnahme/LangAufentDrittAusl/4_kosten-inhalt.html)参照のこと。

(注87) 「失業給付 II」については、本年報 (2008-2009年) の定例報告第2章 (労働施策) の「ドイツ」2(5)bを参照のこと。

(注88) 「統合コース」の実績については、ドイツ連邦移民・難民庁 (BAMF): 「Integration in Deutschland (2008)」及び http://www.integration-in-deutschland.de/nn_282898/SubSites/Integration/EN/01_Ueberblick/ueberblick-node.html?_nnn=trueを参照のこと。

(注89) 国立国会図書館「外国の立法 230 (2006.11): ドイツにおけるEU平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」齋藤純子 P95 III 1,2 (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/230/023004.pdf>)参照のこと。

(注90) 「従業員代表委員会 (Betriebsräten)」は、すべての従業員を代表して、従業員の利益のために、法律又は労働協約上の規定がない場合に限り、操業時間短縮や解雇などの重要事案について、使用者と協議し共同決定する権利を有する (「事業所組織法 (BetrVG)」第87条)。

(注91) EUは、2000年に「人種差別・機会均等に関する指令」(2000/43/EC)及び「一般雇用均等指令」(2000/78/EC)の2つの非差別に関する指令を制定し、すべてのEU加盟国に対して、自国の法制度にEU指令を盛り込むことを義務付けた。詳細については、本年報 (2008-2009年) 「第1章 EU」の「6 雇用における差別に対する取組」参照のこと。

(注92) 「一般平等待遇法 (AGG)」(2006年8月14日制定) については以下のホームページ参照のこと (後ろ2つは英語版)。
(<http://www.gesetze-im-internet.de/agg/>、<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/agg/gesamt.pdf>、<http://www.antidiskriminierungsstelle.de/bmfsfj/generator/ADS-en/Service/downloads.did=129628.html>、

http://www.antidiskriminierungsstelle.de/bmfsfj/generator/RedaktionBMFSFJ/RedaktionADSen/PDF-Anlagen/2009-08-28-agg-englisch-neues-design_proper ty=pdf.bereich=adsen.sprache=en.rwb=true.pdf

- (注93) ドイツ連邦非差別局(ADS)ホームページ(<http://www.antidiskriminierungsstelle.de/bmfsfj/generator/ADS-en/root.html>)参照のこと。
- (注94) 「労働裁判所法(ArbGG)」第2条(http://bundesrecht.juris.de/arbagg/_2.html)
- (注95) 「一般平等待遇法(AGG)」には「差別に関する苦情担当部署」の事業主による設置義務は規定されておらず、当該担当部署が事業内に設置されていない場合は、事業所内の権限のある部署(人事部など)が代行することとされている(ドイツ連邦非差別局(ADS)のホームページ(<http://www.antidiskriminierungsstelle.de/bmfsfj/generator/ADS-en/root.html>)参照のこと。)
- (注96) 労働裁判所へ提訴するに当たり、事前に「差別に関する苦情担当部署(zuständigen Stellen des Betriebs)」への申立や「ドイツ連邦非差別局(ADS)」への相談を経る必要はない。
- (注97) ドイツの社会保険制度の概要については、下記ホームページ(<http://www.deutsche-sozialversicherung.de/en/index.html>)参照のこと。
- (注98) 社会扶助については、本年報(2008-2009年)の定例報告第3章(社会保障施策)の「ドイツ」4(1)参照のこと。
- (注99) 「失業給付Ⅱ」については、本年報(2008-2009年)の定例報告第2章(労働施策)の「ドイツ」2(5)bを参照のこと。
- (注100) ドイツ連邦雇用庁(BA):「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Dezember 2009(外国人労働市場の分析2009年12月)」(http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/000200/html/analytik/auslaender-analytikreport_2009-12.pdf)
- (注101) 「社会法典第3編(SGBⅢ)」第404条(http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_404.html)
- (注102) ドイツ連邦政府の2009年12月9日付の解説記事:「Ausländische Abschlüsse leichter anerkennen(移民が国外で取得した資格の認定がより容易に)」
http://www.bundesregierung.de/nn_1272/Content/DE/Artikel/2009/12/2009-12-09-auslaendische-abschluesse-werden-einfacher-anerkannt.html
及び「Ausländische Abschlüsse werden einfacher anerkannt(移民が国外で取得した学位の認定がより容易に)」http://www.bundesregierung.de/nn_1272/Content/DE/Artikel/IB/Artikel/Arbeitsmarkt/2009-12-09-pressemitteilung-erkennung-kabinett.html
を参照のこと。
- (注103) 資格の例示として、医療分野(医師、看護師)及び教育分野(教師)が挙げられている。
- (注104) マリア・ブーマー国務大臣(Staatsministerin bei der Bundeskanzlerin Maria Böhmer)は、2005年11月22日に、メルケル政権の下で、「移民・難民・社会統合に関するドイツ連邦政府特別問題担当者(コミッショナー)(Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration)」

に任命された。なお、「滞在法(AufenthG)」第92条から第94条に官職、任務、権限が規定されている。以下の連邦政府のホームページを参照のこと。<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/BeauftragteFuerIntegration/beauftragte-fuer-integration.html>